明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約のコロンビア共和国による批准に関する件（外務三〇七）　一
○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Gの追加に関する件（同三〇八）　二
○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Aの改正に関する件（同三〇九）　二
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本放送協会入札、税理士証票無効・登録まつ消、第三十六回（平成二十六年度）エネルギー管理士試験合格者関係　九
地方公共団体
行旅死亡人関係　元
会社その他
会社決算公告　三

告示

○外務省告示第三百七号

コロンビア共和国政府は、昭和四十七年三月二十九日にロンドン市、モスクワ市及びワシントン市で作成された「宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約」の批准書を平成二十六年七月十五日にロシア連邦政府に寄託した。よって、同条約は、同日にコロンビア共和国について効力を生じた。

（平成二十六年八月十四日付けロシア連邦外務省口上書）

平成二十六年九月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百八号

平成十三年五月二十二日にストックホルムで作成された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「条約」という。）の附属書Gは、条約第二十二条3の規定に従い、次のように追加され、その追加は、平成十九年三月二十七日に効力を生じた。

（平成十八年三月二十七日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十六年九月十七日

外務大臣　岸田　文雄

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の一部を次のように改正する。

附属書Fの次に次の附属書を加える。

附属書G　仲裁手続及び調停手続

第一部　仲裁手続

この条約の第十八条2(a)の規定の適用上、仲裁手続は、次のとおりとする。

第一条

1　締約国は、この条約の第十八条の規定に従い、他の紛争当事国に対する書面による通告により、紛争を仲裁に付することができる。通告には、請求の陳述書及び証拠書類を添付する。通告には、仲裁の対象である事項を明示するものとし、特に、その解釈又は適用が問題となっているこの条約の条文を含む。

2　申立国である締約国は、紛争当事国がこの条約の第十八条の規定に従って紛争を仲裁に付する旨を事務局に通告する。通告には、申立国である締約国の書面による通告、請求の陳述書及び証拠書類であって、1に規定するものを添付する。事務局は、受領した情報を全ての締約国に送付する。

第二条

1　紛争が前条の規定に基づき仲裁に付される場合には、仲裁裁判所を設置する。仲裁裁判所は、三人の仲裁人で構成する。

2　各紛争当事国は、各一人の仲裁人を任命し、このようにして任命された二人の仲裁人は、合意により第三の仲裁人を指名し、第三の仲裁人は、仲裁裁判所の裁判長となる。裁判長は、いずれかの紛争当事国の国民であってはならず、いずれかの紛争当事国の領域に日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事国によっても雇用されてはならず、及び仲裁に付された紛争を仲裁人以外のいかなる資格においても取り扱ったことがあってはならない。

3　二を超える紛争当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、合意により共同で一人の仲裁人を任命する。

4　仲裁人が欠けたときは、当該仲裁人の任命の場合と同様の方法によって空席を補充する。

5　仲裁の対象となる事項について、仲裁裁判所の裁判長が指名される前に紛争当事国が合意しない場合には、仲裁裁判所がこれを決定する。

第三条

1　紛争を提起された締約国が仲裁の通告を受領した日から二箇月以内にいずれかの紛争当事国が仲裁人を任命しない場合には、他方の紛争当事国は、国際連合事務総長にその旨を通報し、同事務総長は、引き続く二箇月の期間内に仲裁人を指名する。